平成２５年（フ）第５８４４号
大阪市住吉区墨江４丁目13番15号　Hかがやき301号
破産者　岩本　正樹
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１号
兵庫県三田市川除359番地１、前住所兵庫県篠山市大沢２丁目２番地３　アイディアルノーブル202号、事業所の所在地兵庫県篠山市西新町179番地
破産者　カンセイこと　仲村　秀明
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第６０３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲699番地１レオパレスウィング尾仲106号
破産者　キャンバスこと　小山　浩行
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０３号
福岡市中央区小笹５丁目18番10―503号
破産者　冨岡　正彦
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６４７号
福岡市西区姪の浜５丁目17番21号
破産者　平垣　昌也
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３号
秋田市河辺神内字神内43番地
破産者　山本ブロイラー㈱こと　山本　清隆
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８号
山形県鶴岡市羽黒町狩谷野目字村東20番地
破産者　佐藤　文子
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１１６号
福島市在庭坂字堰沢５番地の４
破産者　玉根由美子
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
福島県いわき市四倉町上仁井田字家ノ前55番地の１
破産者　三浦　安直
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３９号
金沢市入江３丁目69番地　メゾンＫ202号、従前の住所金沢市疋田町ロ33番地６
破産者　喫茶藤こと　佐藤由美子
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３８８号
静岡県伊豆の国市守木121番地　菊地アパート、前住所静岡県伊豆の国市大仁894番地の２
破産者　川内　義雄
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
静岡県賀茂郡河津町見高68番地の276
破産者　土屋　貞子
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第１４９号
愛知県豊橋市豊栄町字東438番地２　102、従前の住所愛知県豊橋市寺沢町字睦美23番地の１
破産者　廣田　宗弘
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２９号
愛知県安城市東栄町横根畑59―59　ソシオ安城Ａ棟308号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市野村町1407番地
破産者　木本　悠喜
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第８号
愛媛県四国中央市三島中央２丁目４番９号、前住所愛媛県新居浜市東雲町３丁目７番444号
破産者　真鍋　　豪
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第６６号
福岡県太宰府市大佐野２丁目10番15号グランメゾン大佐野参番館101号
破産者　川中　　巌
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目３番304号
破産者　武田　久美（旧姓福田）
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３０号
福岡市中央区伊崎３番31号
破産者　山本　和弥
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０９号
福岡市西区壱岐団地28番302号
破産者　岡本　里恵（旧姓原田）
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部